

3,929百万ドルをすら下回るのではないかとの観測もある。ニューヨークタイムズは、国際収支赤字のなかで直接経済援助に起因するものはわずかであると述べ、クレー報告が援助削減の必要を国際収支の赤字に求めたことを批判している。いずれにせよ援助削減の方向は大統領によっても確認され、これに伴い先進工業国に対する援助肩替わり要請も強化される傾向にあることは、わが国としても十分留意しなければならない点であろう。

#### 戦後における米国の地域別対外援助額

1945年7月1日～1962年6月30日

(単位・百万円)

|        |        | 経済援助     | 軍事援助     | 計        |
|--------|--------|----------|----------|----------|
| 欧州     | フランス   | 5,715.6  | 4,262.4  | 9,438.0  |
|        | 西ドイツ   | 4,047.5  | 951.9    | 4,999.4  |
|        | イタリア   | 3,463.3  | 2,292.5  | 5,755.8  |
|        | その他の   | 15,646.3 | 8,433.0  | 24,619.3 |
|        | 計      | 28,872.7 | 15,939.8 | 44,817.5 |
| 極東     | 中華民国   | 2,051.6  | 2,376.7  | 4,428.3  |
|        | 日本     | 2,660.7  | 1,033.1  | 3,693.8  |
|        | 韓国     | 3,431.4  | 2,002.2  | 5,433.6  |
|        | その他の   | 5,599.5  | 3,005.3  | 8,604.8  |
|        | 計      | 13,743.2 | 8,417.3  | 22,160.5 |
| 中東     | ギリシア   | 1,784.8  | 1,602.8  | 3,387.6  |
|        | トルコ    | 1,581.3  | 2,288.0  | 3,869.3  |
|        | インド    | 3,952.0  |          | 3,952.0  |
|        | パキスタン  | 1,889.6  |          | 1,889.6  |
|        | その他の   | 3,370.0  | 1,375.4  | 4,745.4  |
|        | 計      | 12,577.7 | 5,266.2  | 17,843.9 |
| 中南米    | アルゼンチン | 596.5    | 44.0     | 640.5    |
|        | ブラジル   | 1,736.8  | 215.9    | 1,952.7  |
|        | チリ     | 675.6    | 62.2     | 737.8    |
|        | メキシコ   | 760.7    | 6.2      | 766.9    |
|        | その他の   | 2,425.9  | 287.8    | 2,713.7  |
|        | 計      | 6,195.5  | 616.1    | 6,811.6  |
| アフリカ   |        | 1,664.7  | 112.0    | 1,776.6  |
| 国際機関など |        | 3,561.4  | 708.0    | 4,269.4  |
| 総計     |        | 66,615.2 | 31,059.5 | 97,674.7 |

AID発表の資料による。

## OECD諸国における

### 資本移動自由化の諸問題

#### はしがき

日本のO E C D加盟問題は、3月28日のO E C D常駐代表会議で正式に採り上げられ、いよいよ4月末から加盟のための話し合いが非公式に進められることとなった。日本がO E C Dに加盟する場合、最大の問題の一つはO E C Dが取り決めた資本取引関係自由化義務にわが国の体制をいかに適応させるかという問題である。自由化義務の実際の内容やそれをわが国へ適用する場合の具体的な問題点などについては、今後の加入交渉を通じて明らかになる面も多いと思われるが、ここではO E C Dの自由化コードのおもなる内容や西欧諸国における実施状況について、その概要を検討してみよう。

なおO E C Dの自由化コードは経常貿易外取引に関するものと資本移動に関するものとの二本建となっており、技術導入などわが国で資本取引として扱われてきたものは、経常取引に関する自由化コードの対象となるが、ここでは狭義の資本移動に関する自由化コードを中心に入ることにする。

#### 資本移動自由化コードの内容と一般的性格

O E C Dの資本移動に関する自由化コードは、O E C Dの目的(安定成長、自由通商、後進国援助促進のための国際協力)を効果的に達成するために必要な限度において、加盟各国が資本移動に関する諸制限をまず相互間で漸進的に撤廃すべきことを規定している。自由化すべき取引の諸項目は、コードの付属書A第1表と第2表とに列挙されており(次表参照)第1表の諸項目については、加盟国において原則的にこれを自由化することが義務づけられているのに対し、第2表には加盟国の国際収支ないしは通貨準備の事情が許す限度において、自由化の義務が課せられるもの(きわめて少数)が掲げられている。



なお本コードにおいて自由化とは、必ずしも政府の事前審査制度の廃止を求めたものではなく、申請形式が簡素化され事実上全面許可の扱いとなっていれば足りる。取引の真実性を確認し脱法行為を阻止するための権限を、制限するものでないことも明記されている。この点は、各国為替管理の形式的差異を考慮し、自由化の実効を確保する彈力的な方法として、賢明な措置と考えられる。ただこの規定を援用し、実質的な取引制限を行なう余地もないわけではなく、その辺、西欧諸国の実際の扱い方を、検討する必要がある。

一方、加盟国は、コードに掲げられた自由化義務について、必要な留保(reservation)を行なうことが認められるほか、経済・金融上の必要により、すべての自由化措置の不採用または撤回を行ない、さらに国際収支上の危機に直面した場合は、自由化措置の適用を一時的に停止するという、適用除外(derogation)の規定も設けられている。このように、O E C Dの自由化コードの規定はかなり弾力的であり、あくまで加盟国の自主的努力で守られることが前提となっている。この点は、E E Cの自由化命令が加盟国に対して形式的にも強い法的拘束力を持っているのと対照的であり、先進工業国のクラブとしてのO E C Dの特殊な性格を物語るものである。もっとも、このようなO E C Dの自由化義務が、加盟国に対して全く圧力を持たないものと考えてはならない。O E C Dの運営は対決(confrontation)と呼ばれる討議形式をはじめ、不斷の話し合いを通じて、各国の政策努力が要請される仕組みとなっている。また規定上でも、前記の留保や適用除外規定を援用する加盟国に対しては事務局に対する報告と、事務局による審査が行なわれ、かつ可及的すみやかに、自由化義務へ復帰するよう要請されることになっている。つまりO E C Dの自由化義務は、クラブのルールとしての弾力性を持つが、反面その故にこそ実際的効果を発揮できるという性格のものと考えるべきであろう。

## 西欧諸国における資本取引自由化の実情および考え方

次に、O E C Dの自由化コードの下で、各國が実施している資本取引自由化の実状をみよう。

コードに規定された前記の各取引項目は、大きくみて①直接投資、②証券取引、③長短期金融取引の3種に分けられるが、このうち①と②については各國の自由化措置はかなり徹底しているとみられる。

まず直接投資については、自由化コードに不参加のカナダ(コードの自由化義務は実施済みであるが、国際収支上の困難から、制限復活の必要に迫られる場合を顧慮している)と、コードの適用が免除されているギリシア、トルコ、アイスランドなどの後進国を除き、すべての国が自由化義務を受け入れ、留保ならびに適用除外を求めている国はない。これは、ひとつには自由化義務に付記された例外規定によるものと思われる。すなわち、加盟国は、なんらか例外的事情から、加盟国の金融・経済情勢に有害な影響を及ぼすと認めた場合は、その取引を制限する自由が認められている。もっとも、この例外規定の濫用は厳に戒められているから、あまり重要視するのは正しくない。より基本的に重要なことは、直接取引を極力自由化しようとする西欧諸国の考え方であると思われる。すなわち、貿易自由化が、ほぼ完全に行なわれている状況の下では、直接投資の制限は、無意味かつ有害なものとなるとの考え方がある。自国産業保護という見地からみれば、貿易自由化と直接投資の自由化とを区別する理由はそもそもときわめて少なく、とくに一国だけが資本流入を制限しても、当該企業もしくは他の加盟国に進出した外国企業の製品が、輸入されるのを防ぎようがない。むしろ、こうした外国投資が自国において行なわれるならば、雇用機会を高め、しかも自国産業の経営・技術水準を向上させる刺激にもなる。

もっとも、直接投資案件の審査基準のひとつとして、自国産業(あるいは企業)育成といった見地を含める国が、全くないとはいえない(英國、オ

ランダ、フランスなど)。とくにこの点については、米国資本の進出に対し、警戒的な態度を示した最近のフランスの動きが注目されるが、この場合においてさえも、同国の経済計画上とくに重視される特定部門(たとえば自動車、農産物加工など)において、政府の意思が浸透しがたい外国資本の過度の進出を許せば、産業構造に関する政策意図の実現を阻害されることが懸念されることになる、という説明が行なわれている。反面同国政府は、自国資本をもって、開発困難な部門や自国の技術水準が立ち遅れた部門に、外資がはいることは歓迎するとの方針を示し、この場合はむしろ、当該企業における外資の比率が高いことを、許可基準としているようである。これらの点からみれば、たとえ特殊な国内事情はあるにせよ、民族資本保護の観点から直接投資を警戒的にみてきたわが国の立場が、かなり問題となるだろう。

一方、証券取引については、部分的ながら、英國をはじめイタリア、スウェーデンなど相当多くの国が、留保ないしは適用除外を行なっており、これらの国々における証券取引規制の態様についても、外資の流入(証券の取得)、流出(証券売却代金の送金)の両面において若干の相違がみられるが、概して、流出面の規制に重点がおかれている場合が多い。英國における証券ボンド(security sterling)の制度が、代表的な形と考えられる。証券取引について、元本回収の規制が重視されるのは、元来長期投資に属すべき証券投資の一部に、しばしば短資類似の思惑的移動がみられるため、国際収支に不測の負担を与える点を顧慮した結果であるが、経常取引自由化後の今日、外資の流出入に伴う国内金融資本市場への影響を、為替管理によって局限しようとしても、実効を期しがたい場合もあり、金融・為替政策の運用により、市場の安定を確保するのが、本筋であるという考えに徹して、全面的な自由化を行なっている国も少なくない。日本の場合は、直接投資の自由化に先立って、とくに株式投資について、すでに全面的な自由化を実施しているので、この面からする問題

はさしあたり予想されない。

最後に、クレジット、ローン、個人的資本移動などについて各国の規制措置をみると、まだかなりの制限が、残されていることがわかる。O E C Dの自由化コードも、この点に関しては、かなり制限的ニュアンスを感じさせるが、西欧諸国のかで最も資本取引の自由化が進んだE E C諸国でも、クレジットやローンについては、主として貿易関係の延払い金融、およびこれに関連する保証などに、限られているようである。

以上、O E C Dの資本移動自由化義務の内容と加盟各国の実施状況について、一応の概観を行なった。すでにみたとおり、O E C Dの自由化義務の規定はかなり弾力的であり、各国の実際の運営状況についても不明の点が多い。結局わが国としては、今後の加入交渉を通じ、これらの点を明らかにしつつ、対応策を進めることになるであろうが、とくに直接投資の扱い方などの点で、かなり頭の切り換えを要する点があることは、否定できないと思われる。もっとも、O E C D加入の最大のメリットは、国際的レベルでの検討を通じて、わが国の政策体制の前進をはかること以外にはないはずであり、日本の現状を考慮しつつ、前向きに問題の解決をはかろうとする態度を示すことが望ましいと考えられる。

## エカフェ第19回総会について

エカフェ(国連・アジア極東経済委員会)第19回総会は3月5日から18日までフィリピンのマニラで開催された。

本年の総会では、「アジアの対西欧貿易——E E Cの発展など西欧の経済統合がエカフェ諸国の貿易に及ぼす影響」が主題として取り上げられ、明春の国連貿易開発会議を前にして、低開発国と先進国との間にかなり活発な論議が展開された。

また、アジア地域協力に関する閣僚級会議の開催、